

**ラテンアメリカ編**

**【1】 ブラジル：WEEE を含む廃棄物規制——リサイクルクレジット証書の導入などリバースロジスティック制度の普及促進——製品系 全 8 ページ**  
 サンプルのためリンクは削除

<b>法律/政策の名称</b>	(1) 国家固形廃棄物政策を定める 2010 年法律 12305 号 (2) 2022 年 1 月 12 日付政令 10936 号 (3) 2022 年 4 月 13 日付政令 11043 号 (4) 2022 年 4 月 13 日付政令 11044 号
<b>現地語名称</b>	(1) <a href="#">LEI Nº 12.305, DE 2 DE AGOSTO DE 2010</a> (2) <a href="#">DECRETO Nº 10.936, DE 12 DE JANEIRO DE 2022</a> (3) <a href="#">DECRETO Nº 11.043, DE 13 DE ABRIL DE 2022</a> (4) <a href="#">DECRETO Nº 11.044, DE 13 DE ABRIL DE 2022</a>
<b>公布/施行日等</b>	(1) 2010 年 8 月 3 日公布 (2) 2022 年 1 月 12 日公布 (3) 2022 年 4 月 14 日公布 (4) 2022 年 4 月 14 日公布
<b>カバー期間</b>	2021 年 12 月初めから 2022 年 5 月終わり

**バックグラウンド情報**

■ブラジルの廃棄物管理規制

国家固形廃棄物政策を定める 2010 年法律 12305 号が基本となり、法規が定められている。12305 号では、

- (1) 農薬と包装材
- (2) 電池とバッテリー
- (3) タイヤ
- (4) 潤滑油と包装材
- (5) 蛍光灯 (ナトリウム灯、水銀灯、混合灯)
- (6) 電気電子製品と部品

が対象となり、廃棄物の回収、分別、保管、輸送、リサイクル、最終処分に関するリバースロジスティック制度が規定されている。同制度は、製造、輸入、流通、販売の事業者が管理機関 (Entidade Gestora) を設立し、管理機関によって運営される。また行政と製造、輸入、流通、販売の事業者は、同制度を実施するにあたって廃棄物の回収から最終処分までのプロセスを通じて、各責任分担などについてセクター合意 (Acordo Storial) 或いは協約 (Termos de Compromisso) を締結する。

またブラジルには、使用済自動車の処理に特定された法規がないが、自動車の廃棄物を再利用し、適正に処分するための法（案）が検討されている。

### 最近の主な動向

#### ■ 国家固形廃棄物政策の規則を規定する政令を公布

（当該法規：上記【1】表の(2) 2022 年政令 10936 号）

2022 年 1 月 12 日、国家固形廃棄物政策を定める 2010 年法律 12305 号の規則を規定する 2022 年 1 月 12 日付政令 10936 号 (DECRETO Nº 10.936, DE 12 DE JANEIRO DE 2022) が公布された。製造、輸入、流通、販売事業者の義務や有害廃棄物取扱事業者登録に関する規則が規定されている。本政令の発効に伴って、2010 年政令 7404 号は無効となる。

#### 製造、輸入、流通、販売事業者の義務

- ・ 法律 12305 号の第 33 条の II（電池、バッテリー）、III（タイヤ）、V（蛍光灯、ナトリウム灯、水銀灯、混合灯）、VI（電気電子製品と部品）の製造、輸入、流通、販売事業者及び I（農薬）、IV（潤滑油）の製品、包装材の製造、輸入、流通、販売事業者には、リバースロジスティック（RL）制度の構築、実施、継続の義務がある。RL 制度の実施目標に従って、市場に投入された製品の比率を限度とし、同制度を実施する。（第 14 条）
- ・ RL 制度とは、廃棄物の回収、分別、保管、輸送、リサイクル、最終処分のための仕組みであり、セクター合意、政府の規則、協約に基づき、制度の趣旨、実施の仕組みと計画、管理機関、製造、輸入、流通、販売事業者の義務、目標と進捗計画などを定めて、実施される。（第 18 条）

#### セクター合意

政府と製造、輸入、流通、販売事業者間で、廃棄物の回収、リサイクルから最終処分までのプロセスにおけるそれぞれの責任を定めたものである。（第 21 条）

#### 協約

セクター合意がない場合、またセクター合意より厳しい条件、目標を規定する場合に、政府と製造、輸入、流通、販売事業者間で、廃棄物の回収、リサイクルから最終処分までのプロセスにおけるそれぞれの責任を定めたものである。（第 25 条）

#### 有害廃棄物

- ・ 有害廃棄物を排出、取り扱う事業者は、有害廃棄物管理計画を環境省当局（Sisnama: Sistema Nacional do Meio Ambiente）に提出する。（第 69 条）

サンプルのため省略

本政令は、官報公布日（2022 年 1 月 12 日）に発効し、2010 年政令 7404 号は無効となる。（第 91 条、92 条）

以下はサンプルのため、タイトルだけ示し、説明は省略する。

- 上院にて、使用済自動車の再利用促進法（案）の提出について言及  
PL 4121/2020 の概要
  
- 下院、事業者に廃棄物の引き渡しポイントの設置を義務付ける法（案）を審議
  
- 国家固形廃棄物計画を承認する政令を公布
  
- 瓶、PET ボトルなど容器・包装材の廃棄物処理の認知度向上の取組
  
- ブラジル、リサイクルクレジット証書の導入に関する政令を公布
  
- ブラジル、自動車用鉛蓄電池のリサイクルにより、50 万トンの鉛を再利用

## 今後の展開とスケジュール

### ■国家固形廃棄物計画

2024 年までにリサイクルや再利用されずに廃棄物をそのまま投棄するゴミ捨て場を閉鎖することやブラジル全土の廃棄物の回収率を 2020 年の 2.2%から 2040 年には 48.1%まで増やし、排出された廃棄物のほぼ半分をリサイクル、堆肥化、エネルギー生成などによって再利用することなどの目標を履行していく。

## EnviX 展望と見解

国家固形廃棄物政策の運用規則の制定、また国家固形廃棄物計画の承認が行われ、リサイクルクレジット証書が導入された。具体的な規則、目標、方法が決まり、廃棄物の管理、処理が加速される。一方で、使用済自動車については、再利用による経済的メリットを訴求した法（案）が提示される見通しである。

【2021.06.06 Ma】

